

令和7年12月10日

基礎的電気通信役務支援機関  
一般社団法人電気通信事業者協会

**第二号基礎的電気通信役務制度に係る令和8年度の第二種交付金の額について**

令和8年度の第二種交付金の額について、総務大臣の認可を受けたので（※）電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条の4及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の8等の規定により下記のとおり公表します。

※ 12月9日付け総務大臣認可（総基促第133号）

記

**令和8年度の第二種交付金の額**

| 第二種適格事業者（注1） | 令和8年度の第二種交付金の額 |
|--------------|----------------|
| NTT東日本株式会社   | 143,487,142円   |
| NTT西日本株式会社   | 5,094,987円     |
| 株式会社ZTV（注2）  | 0円             |
| 計            | 148,582,129円   |

（注1）令和7年3月31日、電気通信事業法第110条の3第1項の規定に基づき総務大臣により3社が指定された。第二種適格事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）第5条第1項により算定する第二種交付金の交付の対象となる。

（注2）株式会社ZTVについては、令和6年度における第二号基礎的電気通信役務の収支が黒字であったこと、収支が黒字の場合に交付金算定の対象となる担当支援区域がなかったことから、第二種交付金の額は0円となった。